

第3章 ショッピング利用、金融サービス

第18条（標準期間）

本規約においては、前月16日から当月15日までを標準期間といいます。

第19条（利用可能枠）

1. 銀行は、本会員につき、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します(商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」といいます。)
 - ① ショッピング1回払い利用可能枠
 - ② ショッピングリボ払い利用可能枠
 - ③ ショッピング分割払い利用可能枠
 - ④ ショッピング2回払い利用可能枠
 - ⑤ ボーナス1回払い利用可能枠
 - ⑥ 海外キャッシング1回払い利用可能枠
 - ⑦ キャッシングリボ払い利用可能枠
2. 前項の機能別利用可能枠は、以下のとおり、3つの商品群に分類され、商品群ごとの利用可能枠(以下「内枠」といいます。)が設定されます。各商品群に属する機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、当該商品群に係る内枠となります。
 - (1) 前項①の機能別利用可能枠…「ショッピング枠」として分類
 - (2) 前項②③④⑤の機能別利用可能枠…「ショッピング残高枠」として分類
 - (3) 前項⑥⑦の機能別利用可能枠…「キャッシング総枠」として分類
3. 第1項①から⑦の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠(以下「総枠」といいます。)となります。機能別利用可能枠、内枠および総枠を総称して、利用可能枠といいます。
4. 銀行は、会員のカード利用状況および本会員の信用状況等に依りて、審査のうえ利用可能枠を増額または減額することができます。ただし、本会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しないものとし、第1項⑥の機能別利用可能枠については本会員が増額を希望した場合にのみ、増額するものとします。
5. 銀行は、本会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード利用状況、本会員の信用状況および本会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、銀行が設定した増額期間が経過することにより、銀行からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、銀行は本会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。

6.本会員が銀行から複数枚のJCBカード(銀行が発行する、両社所定の審査基準に基づき発行されたクレジットカード等をいい、当該カードに係るカード情報(属性、有効期限、利用可能枠等)を含みます。以下同じです。)の貸与を受けた場合、それら複数枚のJCBカード(ただし、一部のJCBカードは除きます。)全体における利用可能枠は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額(当該金額を「総合与信枠」といいます。)となり、それら複数枚のJCBカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各JCBカード個別の利用可能枠は、各カードそれぞれ個別に定められた金額となります。

第20条 (利用可能な金額およびカード利用目的)

1.会員は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内で金銭の借入・生計費決済を、利用目的としてカードを利用することができるものとします。なお、本項から第3項の定めは、本章におけるショッピング利用および金融サービス利用の全てに適用されます。

(1) 会員が利用しようとする商品の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠に係る利用残高を差し引いた金額

(2) 会員が利用しようとする商品の属する内枠から当該内枠に係る利用残高を差し引いた金額

(3) 総枠から会員の全利用残高を差し引いた金額

2.前項の利用残高とは、会員のクレジットカード利用に基づき銀行に対して支払うべき金額(約定支払日が到来しているか否かを問いません。また、キャッシング1回払い手数料、キャッシングリボ払い利息、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料および遅延損害金は除きます。)で、JCBが未だ会員からの支払いを確認できていない金額をいい、本会員分と家族会員分を合算した金額をいいます。

3.第1項、第2項にかかわらず、本会員が銀行から複数枚のJCBカードの貸与を受け前条第6項の適用を受ける場合、第1項の利用残高は、本会員が保有する銀行が発行するすべてのJCBカードおよび当該JCBカードに係る規約に基づき発行された家族カードの利用残高を合算した金額となります。

4.本会員は、利用可能枠を超えるクレジットカード利用についても当然に支払義務を負うものとします。

5.会員が、前条第1項②③④または⑤の機能別利用可能枠を超えてショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払いによるショッピング利用(第22条に定めるものをいいます。)をした場合、当該機能別利用可能枠を超過したご利用はショッピング1回払いを指定したものと同等に取り扱われます。

第21条（手数料率、利率の計算方法等）

- 1.手数料率、利率（遅延損害金の利率を含みます。以下本条において同じです。）等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1年を365日（うるう年は366日）とする日割方式とします。
- 2.銀行は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約に基づくカード利用にかかる手数料率および利率を変更することがあります。

第22条（ショッピングの利用）

- 1.会員はJCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の国内および国外のJCBのサービスマークの表示されているJCB所定規格のクレジットカードの取扱加盟店(以下「加盟店」といいます。)にカードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます(以下「ショッピング利用」といいます。)。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができることがあります。
- 2.通信販売や自動精算機等による非対面取引その他銀行が特に認めた取引については、会員は銀行所定の方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
- 3.銀行が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額(署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。)についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
- 4.通信料金等銀行所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、銀行またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する必要があることを会員は予め承認するものとします。なお、会員は、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について第42条第1

項なお書および第42条第4項に従い、支払義務を負うもの
とします。

5.会員のショッピング利用に際して、加盟店が当該利用につき
銀行に対して照会を行うことにより銀行の承認を得るものと
します。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供
を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。

6.ショッピング利用のためにカード(カード情報を含みます。
以下本項において同じです。)が加盟店に提示または通知され
た際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のため
に、銀行は以下の対応をとることができます。

(1) 銀行は、事前または事後に、電話等の方法により直接ま
たは加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する
場合があります。

(2) 銀行、JCBまたはJCBの提携会社が当該加盟店より依
頼を受けた場合、銀行またはJCBにおいて会員の会員番
号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の
申込者が加盟店に届け出た情報と会員が両社に届け出てい
る個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回
答する場合があります。

(3) カードの第三者による不正利用の可能性があると銀行が
判断した場合、会員への事前通知なしにカードのご利用を
保留またはお断りする場合があります。

(4) ショッピング利用の申込者に対して、カード裏面の署名
欄に印字された番号の入力を求める場合があります。申込
者がこの番号を誤って入力した場合、会員によるカードの
利用を一定期間制限することがあります。

(5) 銀行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基
づき、銀行が必要と認めた場合には、会員に銀行が指定す
る書面の提出および申告を求めることができるものとし、
また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認
められる国又は地域においてはカードの利用を制限するこ
とができるものとし、

7.銀行は、約定支払額(第33条に定めるものをいいます。)が約
定支払日に支払われなかった場合、本会員の銀行に対する一
切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、
その他会員のJCBカードの利用状況および本会員の信用状
況等により会員のショッピング利用が適当でない判断した
場合には、ショッピング利用を断ることがあります。

8.家族会員が家族カードを利用して商品・権利を購入しまたは
役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人とし
て加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、
当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとし、

9.会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠(第19条第2項に定めるものをいう。)を利用すること(以下「ショッピング枠現金化」という。)はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式の如何を問わず、禁止の対象となります。

- (1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式
- (2) 商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払った上で、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式

10.貴金属、金券類(ギフトカード、回数券等を含みますが、これらに限られません。)、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードをご利用になれない場合があります。

第23条 (債権譲渡の承諾・立替払いの委託)

1.銀行、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約の場合、会員はショッピング利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。

- (1) 加盟店から銀行に対して債権譲渡すること。
- (2) 加盟店からJCBに対して債権譲渡したうえで、銀行がJCBに対して立替払いすること。
- (3) 加盟店からJCBの提携会社に対して債権譲渡したうえで、銀行が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。
- (4) 加盟店からJCBの関係会社に対して債権譲渡したうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに銀行がJCBに対して立替払いすること。

2.銀行、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が立替払い契約の場合、会員はショッピング利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。

- (1) 銀行が加盟店に対して立替払いすること。
- (2) JCBが加盟店に対して立替払いしたうえで、銀行がJCBに対して立替払いすること。
- (3) JCBの提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、銀行が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。
- (4) JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、

JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに銀行がJCBに対して立替払いすること。

- 3.商品の所有権は、加盟店から銀行に債権が譲渡されたとき、または銀行が加盟店、JCBもしくはJCBの提携会社に対して立替払いをしたときに銀行に移転し、ショッピング利用代金の完済まで銀行に留保されることを、会員は承認するものとします。

第24条（ショッピング利用代金の支払区分）

- 1.ショッピング利用代金の支払区分は、ショッピング1回払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、支払回数が3回以上でかつ銀行所定の支払回数のショッピング分割払い(以下「ショッピング分割払い」といいます。)のうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いは、銀行が指定する加盟店においてのみ利用できるものとします。なお、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払いおよびショッピング分割払い取扱加盟店において会員が支払区分を指定しなかった場合は、すべてショッピング1回払いを指定したものと取り扱われます。また、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金に所定の手数料が加算されます。
- 2.第1項にかかわらず、銀行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他銀行が指定するものには適用されません。
 - (1) 本会員が申し出、以後のショッピング利用代金の支払いをすべてショッピングリボ払いとする方式。なお、本方式を利用する場合は、規約末尾の手数料率となります。
 - (2) 銀行が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、銀行が指定した月の約定支払日から別の支払区分を指定したショッピング利用代金をショッピングリボ払い・ショッピング分割払いに変更する方式。本方式を利用する場合は、カード利用日にショッピングリボ払い・ショッピング分割払いの指定があったものとします。なお、1回のショッピング利用の代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。

第25条（ショッピング利用代金の支払い）

- 1.本会員は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、第23条における銀行、JCB、JCBの提携会社、

JCBの関係会社または加盟店の各間の立替払いの有無にかかわらず、第2項、第3項の場合を除き、以下のとおり支払うものとします。

(1) ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額を、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日

(2) ショッピング2回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金の半額(1円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。)を、標準期間満了日の属する月の翌月および翌々月の約定支払日

2.本会員は、会員がショッピング利用においてボーナス1回払いを指定した場合、原則として、以下のとおり支払うものとします。ただし、加盟店によりボーナス1回払いの取扱期間が異なることがあります。

(1) 前年12月16日から当年6月15日までの当該ショッピング利用代金を、当年8月の約定支払日

(2) 当年7月16日から当年11月15日までの当該ショッピング利用代金を、翌年1月の約定支払日

3.本会員は、会員がショッピング利用においてショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いを指定した場合、第26条または第27条に定めるとおり支払うものとします。

第26条 (ショッピングリボ払い)

1.本会員は、会員がショッピングリボ払いを指定した場合、以下のとおり支払うものとします。

(1) 標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の16日から翌月の約定支払日までの間銀行所定の手数料率を乗じたショッピングリボ払い手数料を、翌月の約定支払日。ただし、(ア)当該ショッピング利用により第19条第1項②の機能別利用可能枠にかかる残高が当該機能別利用可能枠を超える場合の超過金額、および(イ)標準期間におけるショッピングリボ払いのショッピング利用代金額とショッピングリボ払い利用残高の合計金額が(2)に定めるリボ払元金以下の場合の当該ショッピング利用代金額は当該手数料の計算から除かれるものとします。

(2) (1)の手数料のほか、以下の金額(以下「ショッピングリボ払い弁済金」といいます。)を毎月の約定支払日。ただし、ボーナス増額払いを指定した場合、ボーナス指定月の約定支払日において会員が指定した金額を加算して支払うものとします。なお、ショッピングリボ払い弁済金の銀行に対する本会員の債務の充当は銀行所定の方法により行います。(リボ払元金)

前月15日のショッピングリボ払い利用残高が、会員の指

定した支払方法により決定されるショッピングリボ払い元金(以下「リボ払元金」といいます。)以上の場合は当該リボ払元金。リボ払元金未満の場合は当該ショッピングリボ利用残高。

(ショッピングリボ払い手数料)

前月の約定支払日のショッピングリボ払い利用残高(同日に支払うリボ払元金、ボーナス加算額および前々月16日から前月の約定支払日までのショッピングリボ払い利用額を差し引いた金額)に対して前月の約定支払日の翌日から当月の約定支払日までの間銀行所定の手数料率を乗じた金額。

- 2.銀行が認めた場合、本会員は支払方法の変更およびボーナス増額払いの追加指定、加算額の変更をすることができます。
- 3.本会員は、ショッピングリボ払い弁済金および第1項の手数料については、第1項の支払方法のほか本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。

第27条 (ショッピング分割払い)

- 1.本会員は、会員がショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金に会員の指定した支払回数に応じた銀行所定の割賦係数を乗じたショッピング分割払い手数料を加算した金額(以下「分割支払金合計額」といいます。)を支払うものとします。
- 2.分割支払金合計額を支払回数で除した金額を分割支払金(ただし、計算上の都合により初回および最終回の分割支払金は金額が異なります。)とし、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日から支払回数回にわたり最終約定支払日まで、分割支払金を各約定支払日に支払うものとします。
- 3.各分割支払金における分割支払元金と手数料の内訳の計算方法については以下のとおりとします。

(1) 初回の分割支払金の内訳

手数料＝標準期間に利用した場合、ショッピング利用代金に対する標準期間満了日の属する月の16日から翌月10日までの間銀行所定の手数料率を乗じた金額

分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額

(2) 第2回の分割支払金の内訳

手数料＝ショッピング分割払い残元金(ショッピング利用代金－(1)の分割支払元金)に銀行所定の手数料率(月利)を乗じた金額

分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額

(3) 第3回の分割支払金の内訳

手数料＝ショッピング分割払い残元金(ショッピング利用代金－(1)および(2)の分割支払元金)に銀行所定の手数料率(月利)を乗じた金額

分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額

4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金の半額を第1項、第2項、第3項の規定に従い支払い、残額を銀行所定の方法によりボーナス月(1月および8月)の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取り扱われます。第23条に定める債権譲渡または立替払手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。
5. 本会員は、ショッピング分割払い残元金および手数料については、第2項、第4項の支払いのほか、本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができます。

第28条 (見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)

会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利または提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品、権利、役務等の交換を申し出るかまたは売買契約の解除または役務提供契約の解除ができるものとします。

第29条 (支払停止の抗弁)

1. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとします。
2. 第1項にかかわらず、本会員は、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いを指定して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務(以下併せて「商品等」といいます。)について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、銀行への支払いを停止することができるものとします。
- (1) 商品の引き渡し、指定権利の移転または役務の提供がないこと。
- (2) 商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。
- (3) その他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。
3. 銀行は、本会員が第2項の支払いの停止を行う旨を銀行に申

し出たときは、直ちに所要の手続きをとります。

- 4.本会員は、第3項の申し出をするときは、予め第2項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
- 5.会員は、本会員が第3項の申し出をしたときは、速やかに第2項の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を銀行に提出するよう努めるものとします。また銀行が第2項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
- 6.第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
 - (1) ショッピングリポ払いの場合において、1回のカード利用におけるショッピング利用代金額が3万8千円に満たないとき。ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いの場合において、1回のカード利用における分割支払金合計額が4万円に満たないとき。
 - (2) 本会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。
 - (3) 会員によるショッピング利用が営業のために行うショッピング利用である場合または海外でのショッピング利用である場合等、割賦販売法第35条の3の60に定める適用除外条件に該当するとき。

第30条 (海外キャッシング1回払いの取引を行う目的・利用方法)

- 1.銀行より利用を認められた会員は、以下の方法で海外キャッシング1回払いを利用することができます。
 - (1) カード使用者が国外の、銀行の指定する取扱場所において、カードを提示の上取引場所を通じて外貨を受領する方法。
 - (2) カード使用者が国外の、銀行の指定する現金自動支払機(以下「CD」といいます。)または現金自動預払機(以下「ATM」といいます。)においてカードおよび登録されている暗証番号を操作することにより外貨を受領する方法。
- 2.会員は、第20条に定める金額の範囲内で金銭の借入を行うことを取引を行う目的として、海外キャッシング1回払いを利用することができます。なお、会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合に適用される機能別利用可能枠は、海外キャッシング1回払い利用可能枠となります。海外キャッシング1回払いにおける融資の日(以下「融資日」という。)は、前項に定める方法で融資を受けた日とします。
- 3.本会員は、会員が標準期間に海外キャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の利用金額合計額および海外キャッシング1回払い手数料(各利用金額に対して海外キャッシング1回払い

融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間銀行所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。ただし、会員が海外キャッシング1回払いを利用した国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、上記の約定支払日から1カ月または2カ月後の約定支払日となる場合があります。この場合であっても、海外キャッシング1回払い手数料が本項本文に定める金額から増額されることはありません。

- 4.海外キャッシング1回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATMにより異なるため別途公表いたします。
- 5.銀行は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の銀行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員の海外キャッシング1回払いの利用が適当でないと判断した場合には、新たな海外キャッシング1回払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払い状況に関わらず、銀行が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。
- 6.海外キャッシング1回払いの利用により会員が現地通貨で現金の交付を受けた場合であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、JCBとJCBの提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点(会員がカードを利用した日とは異なることがあります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第33条第6項が適用されるものとします。

第31条 (キャッシングリボ払いの取引を行う目的・利用方法)

- 1.会員は、第20条に定める金額の範囲内で、金銭の借入を利用目的として、繰り返し銀行から融資を受けることができます(以下「キャッシングリボ払い」といいます。)。ただし、家族会員については、銀行が承認した場合に限り、キャッシングリボ払いが利用できます。
- 2.会員は、次の(1)または(2)の方法により、キャッシングリボ払いを利用することができます。ただし、家族会員は(2)の方法を選択できません。
 - (1) CD・ATMに暗証番号を入力して所定の操作をする方法
 - (2) その他、銀行が指定する方法また、キャッシングリボ払いによる融資の日(以下「融資

- 日」といいます。)は、CD・ATMで融資を受けた日とします。
3. キャッシングリボ払いの返済方式は毎月元金定額払いとします。本会員は、以下の元金を翌月の約定支払日に支払うものとします。
- 当月15日のキャッシングリボ払い利用残高が、銀行が別途通知するキャッシングリボ払い支払元金以上の場合は当該キャッシングリボ払い支払元金、キャッシングリボ払い支払元金未満の場合は当該キャッシングリボ払い利用残高。
4. 本会員は、以下のとおり利息を支払うものとします。
- (1) 標準期間におけるキャッシングリボ払い利用金額に対して融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間銀行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日
 - (2) 当月の約定支払日のキャッシングリボ払い利用残高(ただし、同日に支払うキャッシングリボ払い支払元金および(1)のキャッシングリボ払い利用金額を差し引いた金額)に対して当月の約定支払日の翌日から翌月の約定支払日までの間銀行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日
5. 銀行が認めた場合、本会員は、銀行所定の方法によりキャッシングリボ払い支払元金の金額を変更し、また、返済方式を、ボーナス併用払いまたはボーナス月のみ元金定額払いに変更できるものとします。第3項にかかわらず、本会員は、ボーナス併用払いの場合、ボーナス指定月の約定支払日においては本会員が指定した金額を加算した金額をキャッシングリボ払い支払元金とし、ボーナス月のみ元金定額返済の場合、ボーナス指定月の約定支払日においてのみ本会員が指定した金額をキャッシングリボ払い支払元金として支払うものとします。
6. 本会員は、キャッシングリボ払い利用残高および利息については、第3項、第4項、第5項の支払いのほか本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。
7. 銀行は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の銀行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシングリボ払いの利用が適当でないと判断した場合には、会員の新たなキャッシングリボ払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払い状況に関わらず、銀行が通知する一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。

第32条 (CD・ATMでの利用)

会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下

の取引を行うことができます。その場合、会員は銀行に対し、銀行所定の金融機関利用料を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

- (1) キャッシング1回払いの利用
- (2) キャッシングリボ払いの利用または随時支払い
- (3) ショッピングリボ払いの随時支払い

第4章 お支払い方法その他

第33条（約定支払日と口座振替）

1. 毎月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」といいます。)を、予め本会員が届け出た銀行の預金口座(以下「お支払い口座」といいます。)から自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の銀行に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により銀行が特に指定した場合には、銀行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、銀行所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法(この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いにかかる手数料は原則本会員の負担となります。)によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に自動引落しができなかった場合には、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき銀行所定の方法による自動引落しが行なわれることがあります。
2. 前項に基づき銀行がお支払い口座から自動引落しをする場合、銀行は普通預金規定、総合口座取引規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳、払戻請求書または当座小切手なしで自動引落しができるものとします。
3. 銀行が本会員に明細(第34条第1項に定めるものをいう。)の発送を行った後に、会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、または会員がキャッシング1回払いもしくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、本会員が本規約に基づき銀行に支払うべき手数料または利息の金額と銀行が前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料または利息の金額との間に差額が生ずる場合、銀行は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを本会員は承諾するものとします。なお、銀行